

大豊町 大杉（大杉） 簡易水道 水質基準項目と検査頻度

水質検査表(1) 水質基準 令和3年～令和5年度実績 検査省略頻度:これまでの検査結果から省略可能となる頻度

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値		給水栓		検査計画数 検査回数/年	設定理由等	
					計画検査 頻度	検査省略 頻度			
1	一般細菌	100以下	1		1回 / 月		13	省略不可	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1回 / 月		13		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
4	水銀及びその化合物	0.00005以下	0.00005	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	未満	4回 / 年	1回/3年	*1	2	平成16年に試験方法変更
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001	未満	1回 / 年	1回/3年	*2	2	省略頻度適用
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.002	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	3	省略頻度適用
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004	未満	4回 / 年	1回/3年	*2		省略頻度適用
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001	未満	4回 / 年		*5	5	省略不可、年4回以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3		1回 / 年	1回/3年	*2	2	省略頻度適用
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1	未満	4回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	未満	4回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	未満	1回 / 年	1回/3年	*2	2	省略頻度適用
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
19	トリクロロエチレン	0.03以下	0.001	未満	1回 / 年	1回/3年	*2	2	省略頻度適用
20	ベンゼン	0.01以下	0.001	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
21	塩素酸	0.6以下	0.006		4回 / 年		*5	4	新規項目
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002	未満	4回 / 年		*5	4	省略不可、年4回以上
23	クロロホルム	0.06以下	0.004					4	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003	未満				4	
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.001					4	
26	臭素酸	0.01以下	0.001	未満				4	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.006					4	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003	未満				4	
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.003					4	
30	ブromホルム	0.09以下	0.001	未満				4	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008	未満				4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.007		1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02	未満	4回 / 年		*2	2	省略頻度適用
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	3.3		1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005	未満	1回 / 年	1回/年	*2	2	省略頻度適用
38	塩化物イオン	200以下	2.5		1回 / 月		*4	13	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	41		1回 / 年	1回/年	*2	2	省略頻度適用
40	蒸発残留物	500以下	57		1回 / 年	1回/年	*2	2	省略頻度適用
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02	未満	1回 / 年	1回/3年	*1	2	省略頻度適用
42	ジェオスミン	0.00001以下	1E-06	未満	1回 / 年	発生時期に月1回	*7	2	これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1E-06	未満	1回 / 年			2	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005	未満	4回 / 年			2	省略頻度適用
45	フェノール類	0.005以下	0.0005	未満	4回 / 年		*3	2	省略頻度適用
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) *6	3以下	0.3	未満	1回 / 月		*4	13	省略不可
47	pH値	5.8-8.6	7.4		1回 / 月			13	
48	味	異常でない	異常なし		1回 / 月			12	
49	臭気	異常でない	異常なし		1回 / 月			13	
50	色度	5度	1	未満	1回 / 月			13	
51	濁度	2度	0.1	未満	1回 / 月			13	

備考

- *1 過去3年間の実績において、最大値が基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、3年に1回へ省略可能
*2 過去3年間の実績において、最大値が基準値の2/10以下の場合、年に1回へ省略可能
*3 過去3年間の実績が定量下限以下でも、定量下限が基準値と同じ場合には、基準値の2/10以上と解釈され年4回の頻度とする。
*4 黄色の塗りつぶしは概ね1か月に1回以上推奨の9項目、省略不可。
*5 緑色の塗りつぶしは消毒副生物(トリハロメタン類等11項目)と「シアン化物イオン及び塩化シアン」、概ね年4回以上推奨、省略不可
*6 有機物(全有機炭素(TOC)の量)は平成18年3月31日までは過マンガン酸カリウム消費量(10mg/L以下であること。)
*7 平成19年3月31日まではジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの基準値は、0.00002mg/L以下